

## 処 分 基 準

平成 27 年 12 月 10 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 10 条の 8 第 3 項
処 分 の 概 要：猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 7 第 3 項（教習用備付け銃に関する措置命令）、 第 10 条の 8 第 1 項から第 3 項まで（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処 分 基 準： 猟銃等保管業者が、銃砲刀剣類所持等取締法第 10 条の 8 第 2 項において準用する 同法第 9 条の 7 第 3 項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起 因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の 有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定す る。
問 い 合 わ せ 先：長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 （電話：026-233-0110）
備 考：